

全塾協議会事務局規則

第1章（総則）

第1条（目的）

全塾協議会事務局は、全塾協議会規約に定めるところにより、全塾協議会の決議に基づいて業務を執行し、その他全塾生のために学生自治に関する事務を行う。

第2条（名称）

本組織は、名称を全塾協議会事務局とする。

第3条（所在地）

全塾協議会事務局は本部を東京都港区三田二丁目十五番四十五号慶應義塾大学三田キャンパス西校舎学生団体ルーム内に置く。

第2章（事務局長）

第4条（事務局長）

- ① 事務局長は、全塾協議会事務局を代表する。
- ② 事務局長は、事務局員の互選により推薦され、議会の議決を以て選出される。

第3章（事務局員）

第5条（資格）

- ① 事務局は、事務局長及び事務局長によって承認された事務局員によって構成される。
- ② 事務局員は、慶應義塾大学の学部生でなくてはならない。
- ③ 事務局長は、事務局員の変動があったとき、全塾協議会へ報告しなくてはならない。

第6条（兼任禁止）

事務局長は、塾生代表及び所属団体を代表する役職に就いてはならない。

第7条（退局）

事務局員は、事務局長へ退局届を提出することによって退局することができる。

第8条（除名）

事務局長は、著しく事務局の秩序を乱し、その他事務局員としての本分に反したものを除名することができる。ただし、総会に報告しなければならない。

第4章（組織）

第9条（部署）

- ① 全塾協議会は以下の部署を置く。
 - 一 総務部
 - 二 財務部
 - 三 広報部
 - 四 企画部
- ② 事務局長は、必要と認める場合、新しく部署を置くことができる。
- ③ 各部署は、以下の職務を行う。
 - 一 総務部 全塾協議会における議会の運営及び登記業務を遂行する。
 - 二 財務部 全塾協議会の会計及び監査業務を遂行する。
 - 三 広報部 全塾協議会及び事務局に関する広報を遂行する。
 - 四 企画部 全塾協議会の企画を計画し、遂行する。
- ④ 各部署は、月に一度、部会を開く。

第10条（部長・部長補佐）

- ① 役員は、職務に従い、各部署を統括する。
- ② 事務局長は、各部署に部長補佐その他必要な役職を置くことができる。

第5章（役員）

第11条（役員）

- ① 全塾協議会事務局は以下の役員を置く。
 - 一 総務部長
 - 二 財務部長
 - 三 広報部長
 - 四 企画部長
 - 五 その他事務局長が必要と認める役員
- ② 役員はこれを兼任することを妨げない。

第12条（選出・解任）

- ① 前項に掲げた役員は、事務局長がこれを事務局員の中から任命する。
- ② 事務局長が必要と認めるときは、これを罷免することができる。

第13条（職務）

- ① 役員は、協力し、全塾協議会事務局の運営を行う。
- ② 役員は、担当部署を統括する。

第14条（役員会）

- ① 役員は、月に一度、役員会を開かなくてはならない。
- ② 役員会は、各役員が召集できる。

第15条（相談役）

- ① 事務局長は、事務局長だったものを相談役とすることができる。
- ② 相談役は、事務局の業務に対して助言を与える。

第6章（総会）

第16条（総会）

- ① 総会は、全塾協議会事務局の最高意思決定機関である。
- ② 全塾協議会事務局は、半年に一度、総会を開かなくてはならない。

第17条（召集）

総会は、事務局長がこれを召集する。

第18条（召集）

全事務局員の三分の一以上の署名を以て、臨時総会の招集を事務局長に請求することができる。

第19条（定足数）

総会は、全塾協議会事務局員の二分の一以上の出席を以て成立する。

第20条（議長）

議長は、出席者の互選で指名された者がこれを行う。

第21条（議決）

議決は、総会出席者の過半数を以て行う。

第7章（定例会）

第22条（定例会）

定例会は、全塾協議会事務局における、総会に次ぐ意思決定機関である。

第23条（定例会）

定例会は、月に一度開かれる。

第24条（定足数）

定例会は、全塾協議会事務局員の二分の一以上の出席を以て成立する。

第25条（準用）

定例会について、20条及び21条を準用する。

第8章（登記）

第26条（登記）

事務局は、全塾協議会に対して登記を行う。ただし、登記の方法については、全塾協議会登記規則の定めによる。

第9章（改正及び廃止）

第27条（改廃）

本規則は、総会において、出席者の三分の二以上の賛成を以て改廃される。

起草者 1999年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 岩永 和也

事務局次長 加納 光

以上のとおり、全塾協議会事務局規則を改正する。

2012年2月2日

改正者 2011年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 伊藤 涼太

事務局次長 南條 志緒 マリオン

以上のとおり、全塾協議会事務局規則を改正する。

2016年11月12日

改正者 2016年度慶應義塾大学全塾協議会

事務局長 高井 康佑

事務局次長 大西 敬也